

危険空き家解体工事費補助金申請の手順

下記の手順をご確認いただき、詳細につきましては「江南市危険空き家解体工事費補助金交付要綱」をご覧ください。

補助金に関するご不明点等につきましては、市役所建築課までお問い合わせください。

解体前の手続き

01 危険空き家の判定

市職員が現地調査を行い、補助金の対象となる空き家に該当するか判定します。

判定後に「危険空き家判定結果通知書(様式第2)」を市役所から送付します。

※危険空き家の要件は「江南市危険空き家解体工事費補助金交付要綱」をご確認ください。

○判定申請に必要な書類

- 危険空き家判定申請書(様式第1)
- 位置図(付近見取図)
- 現場写真(複数の方向から撮影されたものとし、一方は正面玄関を含むこと。)

02 補助金の交付申請

判定の結果、危険空き家に該当する場合には、建築課に補助金の交付申請をしてください。

交付申請後に内容を審査し、「交付決定通知書(様式第5)」を市役所から送付します。

※交付決定通知書がご自宅に届くまでは解体工事の契約をしないでください。

※解体工事業者は交付要綱第2条第3号に規定する業者であることをご確認ください。

○交付申請に必要な書類

- 交付申請書(様式第3)
- 事業実施計画書(様式第4)
- 危険空き家判定結果通知書(市から事前に送付したもの)の写し
- 申請者に市税等の滞納がない旨を証する書類(完納証明書又は所得非課税証明書・無資産証明書等)
- 登記事項証明書(未登記の場合は固定資産税納税通知書等、所有者を確認できるもの)
- 解体工事見積書(補助対象工事と補助対象外工事の部分を分けたもので、解体事業者等の記名のあるものに限る。)

※必要に応じて追加書類を求める場合があります。

03 解体工事の実施

交付決定後、解体工事業者と契約し、対象建物の解体を行ってください。

着手前、工事中及び完了時が確認できる写真が必要になりますので、ご注意ください。



工事の実施

04 解体工事完了後の実績報告

解体工事の完了後30日以内（または申請年度の1月末までのいずれか早い日まで）に、建築課の窓口に工事の実績報告をしてください。

実績報告書の提出後に内容を審査し、「確定通知書」を市役所から送付します。

○実績報告に必要な書類

□江南市危険空き家解体工事費補助金実績報告書（様式第9）

□解体工事の工事請負（変更）契約書の写し又は請書の写し

□工事請負代金の請求書の写し

□工事請負代金の領収書の写し

□工事写真（着手前・工事中・完了時の確認ができるもの）

※必要に応じて追加書類を求める場合があります。

05 補助金の請求

市役所から「確定通知書（様式第10）」を受け取った日から10日以内に、建築課に補助金の請求をしてください。

補助金請求書の提出から約3～4週間で、申請者の口座に補助金を振込させていただきます。

○補助金の請求に必要な書類

□江南市危険空き家解体工事費補助金請求書（様式第11）

！ 補助金に関する注意点

- ・補助金の申請は先着順になりますので、ご了承ください
- ・建物を解体した場合、固定資産税が上がる可能性があります。（詳しくは市役所税務課までお問い合わせください。）
- ・解体工事の請負契約は補助金の交付決定を受けた後に契約を結ぶ必要があります。
- ・解体後の空き地の適正管理を行ってください。

○補助金に関するお問い合わせ先

江南市役所 都市整備部 建築課 営繕・住宅グループ

・電話 0587 - 50 - 0286（直通）

・メールアドレス kenchiku@city.konan.lg.jp

